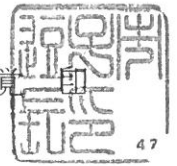




3 1 諮 問 第 1 0 号
2019 年（令和元年）5 月 27 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 安 達 和 志 様

逗子市長 桐ヶ谷 寛



個人市民税高額納税者への感謝状等の贈呈事務に係る保有個人情報の
目的外利用及び本人通知の省略について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項た
だし書の規定に基づき、別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

総務部課税課 山田 内線 370
総務部納税課 浅野 内線 380

(別 添)

担当所管名		総務部 課税課・納税課
事務の名称		個人市民税高額納税者への感謝状等の贈呈事務
諮問の概要		納税を通じて市財政へ多大な貢献をした個人市民税の高額納税者へ感謝の意を表するため、市長自らが対象者宅へ出向き感謝状と記念品を贈呈することを予定しており、対象者の選定にあたり、該当年度における個人市民税の課税額等の情報を税基幹システムから抽出し、対象者の納付状況を確認するもの。 なお、贈呈にあたって対象者を公表することはなく、事前に各対象者へ受贈の意向を確認したうえで実施する。
事務の目的及び根拠法令等		納税を通じて市財政へ多大な貢献をした個人市民税の高額納税者へ感謝の意を表するもの。
対象となる個人の類型・対象者数		該当年度における個人市民税（現年度課税分）の課税額が 1,000 万円以上あり、かつ、市税にかかる未納のない者
第 10 条 関 係	目的外利用する保有個人情報の内容	課税課：個人市民税に係る所得金額、市民税額、住所、氏名 納税課：個人市民税納税額、市税未納額
	利用	課税課及び納税課
	利用の理由	対象者の選定にあたり、課税情報及び収納情報を利用する必要があるため。
	本人通知	☐実施 ☒省略（理由：対象者へは受贈の意向確認時に通知することになるが、市税の滞納、死亡又は市外転出等により非該当となる者については、本人に無用のわずらわしさを感じさせることになるため、通知することは現実的ではない）